

Weekly Report

第585号
令和3年1月18日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

在宅勤務に係る費用負担等のQ & A

新型コロナウイルス感染防止などにより、テレワークが推進されていますが、国税庁は在宅勤務手当等に係る課税の取扱いを公表しました。

Q. 従業員に在宅勤務手当を支給した場合は？

A. 例えば、毎月定額の在宅勤務手当(在宅勤務の費用に使用しなくても返還不要なもの)を支給した場合は、給与として課税対象となりますが、在宅勤務に必要な費用の実費相当額を精算する方法で支給する場合は、非課税となります。なお、支給した在宅勤務手当のうち、実費相当額の超過部分を返還しなかった場合、超過部分は課税対象となります。

Q. 在宅勤務で使用するパソコンなどの事務用品等を支給した場合は？

A. 事務用品等を従業員に支給(所有権が従業員に移転)した場合は、現物給与として課税対象となりますが、貸与する場合には、課税されません。

Q. 在宅勤務に要した通信費などの取扱いは？

A. 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金のうち、業務のために使用した部分

の金額を合理的に計算した上で、企業に報告して精算する場合に非課税となります。

Q. 通信費などの業務使用部分の計算方法は？

A. 通信費については、【1ヵ月の通信費×1ヵ月の在宅勤務日数割合×1/2】で計算します。例えば、1ヵ月(30日)の在宅勤務が15日間で、通信費が1万円の場合は、2500円(1万円×15日/30日×1/2)が業務使用部分として非課税となります。

また、電気料金については、【1ヵ月の電気料金×使用した部屋の床面積割合×1ヵ月の在宅勤務日数割合×1/2】で計算します。

緊急事態宣言の影響を受けた事業者に一時

11都道府県に発令された緊急事態宣言に伴い、飲食店等が時短営業の要請に協力する場合は協力金が支給されますが、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けて、売上が減少した中小事業者に対しては一時支援金の支給が実施される予定です。

この一時支援金は、①緊急事態宣言発令地域等の飲食店と直接・間接の取引があること、又は②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたことで、本年1月又は2月の売上が前年比50%以上減少している事業者に対して、法人は最大40万円、個人事業者等は最大20万円を支給します。

持続化・家賃支援給付金の申請期限が延長

持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限は、原則1月15日までとなっていましたが、新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえ、期限に間に合わない事情がある方などは2月15日まで延長されました。

ただし、持続化給付金については、1月31日までに書類の提出期限延長を申し込む必要があります。なお、売上対象月が12月以外の場合であっても、期限延長の対象となります。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(水)です。